

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 7 日（月）第2800号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|----------------|--------------|---|
| ○保安林の指定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○指定管理者の変更事項の届出 | （健康増進課取扱い） | 2 |
| ○計量器の定期検査の実施 | （商工政策課取扱い） | 2 |
| ○包括外部監査契約の締結 | （監査委員事務局取扱い） | 3 |

公 告

- | | | |
|--------------------------------------|------------|---|
| ○鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告 | | |
| | （雇用労政課取扱い） | 4 |

告 示

鹿児島県告示第596号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
南九州市川辺町清水字ツ山10558番2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
日置市東市来町長里字浦田二1472番1，1472番2（次の図に示す部分に限る。），1488番，

1492番 3, 1492番 4, 1493番 1・1493番 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第598号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指宿市山川成川字西小谷平3138番(次の図に示す部分に限る。), 3140番, 3141番(次の図に示す部分に限る。), 3174番5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採限度は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第599号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則(平成17年鹿児島県規則第74号)第5条第2項の規定により、県民健康プラザ健康増進センターの指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成24年 5 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター
鹿児島市下伊敷三丁目1番7号

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	財団法人鹿児島県民総合保健センター	公益財団法人鹿児島県民総合保健センター	平成24年 4 月 1 日

鹿児島県告示第600号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のと

おり実施する。

平成24年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成24年6月12日	15:00～17:00	与論町	与論町中央公民館
平成24年6月13日	9:30～16:00	与論町	与論町中央公民館
平成24年6月14日	9:00～11:00	与論町	与論町中央公民館
平成24年6月25日	13:00～15:00	和泊町	玉城生活館
平成24年6月25日	16:00～17:00	和泊町	国頭研修会館
平成24年6月26日	9:00～16:30	和泊町	和泊町民体育館
平成24年6月27日	9:00～11:30	和泊町	和泊町民体育館
平成24年6月27日	14:00～16:00	知名町	田皆へき地保健福祉館
平成24年6月28日	9:00～16:30	知名町	知名町民体育館
平成24年6月29日	9:30～11:00	知名町	下平川生活館
平成24年7月4日	10:30～11:30	徳之島町	山コミュニティセンター
平成24年7月4日	13:00～14:00	徳之島町	前川生活館
平成24年7月4日	15:00～16:30	徳之島町	大当公民館
平成24年7月5日	9:00～10:00	徳之島町	井之川公民館
平成24年7月5日	10:30～12:00	徳之島町	亀徳地区振興センター
平成24年7月5日	13:30～16:30	徳之島町	徳之島町役場
平成24年7月6日	9:00～15:00	徳之島町	徳之島町役場
平成24年7月9日	11:30～17:00	天城町	天城町中央公民館
平成24年7月10日	9:30～12:00	天城町	松原上区公民館
平成24年7月10日	13:30～14:30	天城町	兼久地区振興センター
平成24年7月10日	15:30～16:30	天城町	西阿木名振興センター
平成24年7月11日	9:30～16:30	伊仙町	伊仙町中央公民館
平成24年7月12日	9:30～11:30	伊仙町	伊仙町西公民館
平成24年7月12日	13:00～14:30	伊仙町	伊仙町東公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

3 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、平成24年6月12日から平成25年2月28日までとする。

鹿児島県告示第601号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成24年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成24年4月2日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 古川康郎（公認会計士）

住所 鹿児島市堀江町8番19-1305号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

公 告

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第42期鹿児島県労働委員会委員の任期が平成24年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第43期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

平成24年5月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 第43期鹿児島県労働委員会委員の任期

平成24年7月1日から平成26年6月30日までの2年間

4 推薦に基づき任命する委員の数

使用者委員 5人

労働者委員 5人

5 推薦手続

候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体

ア 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）

イ 履歴書（別記第2号様式）

(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合

ア 労働者委員候補者推薦書（別記第3号様式）

イ 履歴書（別記第2号様式）

ウ 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

平成24年5月7日（月）から同月31日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成24年5月31日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第1号様式

使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
使用者団体名
代表者氏名

印

第43期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体(組合) 役 員 歴				
賞 罰				

第3号様式

労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
労働組合名
代表者氏名 印

第43期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴